

## 裁判長からの提案について

### 裁判長提案—ポンプ交換費用（特定寄付）までの経過

1. 平成21年2月に揚水ポンプ一時停止
  - ・住民懇談会（計5回）
  - ・裁判中は現状維持が基本、ポンプ交換は市の責任。  
（さらに、18年に予算化・購入したにもかかわらず、執行せずに他施設へ流用している。）
  - ・しかし、ポンプ停止・切り替えの恐れがある中で、ポンプ交換実現のため、「ポンプ」を市に**特定寄付**することを自治会で決定。

市水道部へポンプ交換要求書提出

宇治市長へ要望書・議会議長へ要望書（陳情）

全市会議員へ要望書持参して協力要請

3回の公開質問状

2. 裁判（公判・口頭弁論）で2回にわたり、裁判長にポンプ交換問題について訴え。
  - ・ポンプがいつ停止するか不安。
  - ・裁判中は現状維持が基本。ポンプ問題は争点ではない。
  - ・裁判を理由に、交換も協議もしない市水道部は不当

裁判長から被告（宇治市）代理人（弁護士）に整理するよう指示。

- ・被告代理人弁護士からの文書回答  
「ポンプ問題は市水道部の問題、代理人の職務範囲外。住民と協議しないよ  
う言ったことは全くない。」
- ・市水道部—その後も、裁判を理由に、交換することも協議も拒否。

### 3. 三者協議（進行協議）

第1回 652世帯1992人の緊急署名を添え、裁判長に訴え。

「ポンプが休止・切り替えは、裁判を受ける権利さえなくなる。」

- ・裁判長が被告代理人へ「ポンプ交換について」見解求める。
- ・市水道部回答—交換できない。予算がない。老朽化は休止方針に関わる。

第2回

- ・裁判長が被告代理人へ、「経済的負担がなければ可能か」見解求める。
- ・市水道部回答—交換できない。ポンプの寄付があっても、工事費の予算がない、休止予算を決めた議会議決に反する。

### 第3回

- ・裁判長が被告代理人へ「寄付は市にするもの。市長が判断すべきもの。」
- ・裁判長が住民代理人へ「ポンプ+工事費を寄付する文書を15日に提出できないか」

#### 「弁護士の説明」

- 1) 三者協議は、本来裁判の進行について、裁判長と双方の代理人（弁護士）が協議するもの。  
裁判長が裁判の争点に直接関係しないポンプ交換問題を取り上げることは異例。  
約2000名の緊急署名は、裁判長に強いインパクトになった。  
住民の訴えに対し、被告代理人に見解を求め続けているのは、裁判継続中はポンプ停止、切り替えにならないようにとの住民への配慮。
- 2) 市水道部のかたくなな態度に対し、裁判長が市に強く働きかけている。  
市水道部は、ポンプ購入費用、交換の工事費の予算がないことを最大の理由に、拒否を続けている
- 3) 住民は、ポンプの特定寄付をすでに表明しているが、この現状のなかで、交換費用を住民が負担することの表明が打開の道、と提案。
  - ・市長宛てに、自治会が「ポンプと工事費の寄付申請書」を15日に提出を。
  - ・裁判長が、被告代理人を通じて市長に寄付申請書を手渡し、回答を求める。
- 4) 市にとり、ポンプがこわれることは切り替えの切り札。  
住民にとり、浄水場を存続させる重要な第一歩。住民の意気込みを示せる。  
ポンプだけでなく交換費用も負担するという一方で、市に大きな圧力になる。住民エゴと言われるが、それも超えることができる。
- 5) 裁判に直接関係するものではないが、裁判長の心証は良くなる。

#### 7月9日緊急住民集会での意見と結論—力強い住民の声

- ・ポンプ交換は市の責任
- ・開の水を飲んでいない人もいる。さらにカンパを求めると不満が出るのでは。
- ・ポンプ交換を求める私たちに、裁判長の提案はありがたい話。
- ・裁判長が、住民の肩をもって努力されているように思える。それにこたえることは大事。
- ・最大180万円という金額は、私たちが全く負担できないものではない。
- ・市が拒否すれば、市長は大恥をかくことになる。  
裁判長の提案にのり、寄付する文書を裁判所に提出することがこの日の合意。  
今後、各自治会役員会にはかり決定することを確認。